

府において設定する数値目標

流行初期期間経過後における医療提供体制

- ① 入院体制（確保病床数）
- ② 発熱外来数
- ③ 自宅療養者・宿泊療養者・高齢者施設等への医療の提供に係る確保医療機関数
- ④ 協定締結医療機関（後方支援）の確保医療機関数
- ⑤ 協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数
- ⑥ 個人防護具を2か月分以上備蓄している協定締結医療機関の数

①～⑤は、流行初期期間（発生公表後3か月程度）、流行初期期間経過後（発生公表後から6か月程度以内）における数値目標を設定。

市において設定する数値目標

- ① 病原体等の検査に関する項目（PCR検査）
検査実施可能件数：1日あたり12件
検査機器数：1台
- ② 人材の養成に関する項目（感染症対策部門に従事する職員、有事体制に構成される職員）
研修や訓練の実施又は参加回数：年1回以上
- ③ 保健所の体制確保に関する項目
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数：124人
即対応可能なIHEAT(※)要員の確保数：1人

※ IHEAT：感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みで地域保健法に位置付けられているもの